

平成 25 年 2 月 17 日
資源エネルギー庁

原子力損害賠償の状況について

避難指示区域の見直しに伴う原子力損害賠償については、昨年 7 月に国が考え方を示し、東京電力がこれを踏まえて基準を公表し、これまで以下の賠償の支払いを実施。財物に関する賠償の基準詳細等については引き続き関係自治体と協議を行っているところ。

1. 精神的損害

精神的損害について、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の策定に伴い、将来分も含めた一括賠償請求の受付を昨年 10 月に開始。

帰還困難区域	600万円／1人
居住制限区域	240万円／1人
避難指示解除準備区域	120万円／1人

なお、区域見直しを終わっていない市町村については、1年分の120万円／1人を支払い。

2. 就労不能損害（個人）及び営業損害（事業者）

就労不能損害・営業損害については、業種毎に将来分を含めた一括賠償請求の受付を昨年 10 月に開始。

就労不能損害（給与所得者）：2年分

営業損害：農林業5年分、その他の業種3年分

（参考）個人に係る包括請求（精神的損害、就労不能損害）の支払い状況（2／8現在）
支払い件数 3.4万件 支払金額1,657億円

3. 財物賠償

不動産（宅地、農地、建物等）、家財の賠償については、現在、基準の詳細について関係自治体と協議中。速やかに協議を進め、可能な限り早期の賠償請求の受付を目指す。

なお、事業用の資産については、昨年 12 月末に賠償請求の受付を開始。